

診療所専属薬剤師設置免除許可申請書の記載要領

事案	医師が常時3人以上勤務する診療所において、専属薬剤師を置かない場合		
根拠法令	医療法第18条ただし書及び同法施行規則第7条		
提出期限	事前	様式	7
提出部数	2部		
手数料	なし		

様式の記入要領

「開設者」欄	<p>1. 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。</p> <p>2. 「印」は、法人の場合は法務局へ届け出た法人印を使用する。個人の場合は認印でも可。</p>
1 開設者の住所・氏名	<p>1. 住所は、法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。</p> <p>2. 氏名は、法人の場合は、法人の名称及び代表者職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の氏名を記載する。</p>
2 診療所の名称	開設届又は変更届されている名称を記載する。
3 開設の場所	<p>1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</p> <p>2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。</p> <p>3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。「〇×ビル〇階」</p>
4 診療科目	<p>1. 医療法第6条の6及び同法施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20.3.31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知)</p> <p>2. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。</p>
5 入院定員	入院施設（病床）について許可（構造設備使用許可）を受けている場合、その病床数を記載する。
6 一日平均外来患者数	最近6ヶ月間の1日平均外来患者数を記載する。 (新規開設、再開の場合は推定数による。)
7 一日平均入院患者数	最近6ヶ月間の1日平均入院患者数を記載する。 (新規開設、再開の場合は推定数による)

診療所専属薬剤師設置免除許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
8 一日平均調剤数	<p>「調剤数」の算定については処方ごとに調剤数を加算し、2種以上の薬剤を調剤する場合には以下の算定方法によること。</p> <p>(内服薬)</p> <p>1回の処方に係る調剤について、服用時点が同時で、かつ、服用回数と同じであるものについては1剤(配合不適など調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合及び固形剤と内服液剤の場合、並びに内服錠とチュアブル錠等のように服用方法が異なる場合については別剤)とする。</p> <p>(浸煎薬、頓服薬)</p> <p>1回の処方に係る調剤について1剤とする。</p> <p>(外用薬)</p> <p>1回の処方に係る調剤について、次の区分により別剤として算定する液剤、シップ薬、散布薬、塗布薬、点眼薬、点耳薬、点鼻薬、座薬、浣腸薬、トローチ薬。</p>
9 専属薬剤師を設置しない理由	専属薬剤師を設置しない理由を詳細に記載する。